○財務省告示第三百四十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年九月十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十月二十三日

財務大臣　藤井　裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	三億円	九十七円
〃	〃	十億円	九十七円五銭
〃	第三回	十二億円	九十二円五十八銭
〃	第五回	百億円	九十二円七十四銭
〃	〃	八億円	九十二円八十五銭
〃	第六回	五億円	九十二円三十五銭
〃	〃	十五億円	九十二円四十四銭
〃	〃	十五億円	九十二円四十九銭
〃	〃	三億円	九十二円五十五銭
〃	〃	十五億円	九十二円五十八銭
〃	〃	十六億円	九十二円五十九銭
〃	〃	十億円	九十二円六十銭
〃	〃	三十四億円	九十二円六十九銭
〃	〃	七十三億円	九十二円七十銭
〃	〃	一億円	九十二円三十五銭
〃	〃	五億円	九十二円三十六銭
〃	〃	十二億円	九十二円四十八銭
〃	第九回	一億円	九十三円
〃	第十回	十億円	九十二円六十八銭
〃	〃	七十億円	九十二円七十銭
〃	〃	四十億円	九十二円七十二銭
〃	〃	四億円	九十二円八十三銭
〃	第十一回	八億円	九十二円八十九銭
〃	第十二回	五億円	九十二円四十四銭
〃	〃	四億円	九十二円四十五銭
〃	〃	三億円	九十二円六十銭
〃	第十三回	八十億円	九十三円五銭
〃	第十四回	二十億円	九十二円十銭
〃	〃	二十一億円	九十二円十五銭
〃	〃	五十億円	九十二円十六銭
〃	〃	百五億円	九十二円二十四銭
〃	〃	六十七億円	九十二円二十六銭
〃	第十五回	二億円	九十三円三十五銭
〃	〃	二十億円	九十三円三十九銭
〃	〃	五億円	九十四円五十九銭
〃	〃	十億円	九十四円六十銭
〃	〃	三十億円	九十四円六十五銭
〃	〃	十億円	九十四円六十八銭
〃	〃	十億円	九十四円七十銭
〃	〃	二十五億円	九十四円七十四銭
〃	〃	五億円	九十四円七十九銭
〃	第三十七回	四十三億円	九十六円二十六銭
〃	〃	一億円	九十六円三十銭
〃	〃	十七億円	九十六円三十一銭
〃	〃	十億円	九十六円六十四銭
〃	第三十九回	九十億円	九十九円七十七銭
〃	第四十三回	百億円	九十九円六十八銭
〃	第四十六回	三十三億円	百円五十銭
〃	〃	四十五億円	百円七十銭
〃	〃	五億円	百円八十銭
〃	第四十八回	四十三億円	百二円九十銭
〃	〃	四億円	百二円九十五銭
合計		一千二百一億円	